



## 職員倫理指針

国立病院機構呉医療センターは、病院の理念に掲げる使命を達成するため、職員が遵守すべき行動の規範を、職員倫理指針として以下に定める。

1. 私たちは、医療を受ける患者の人格を尊重し、患者の視点で医療を提供します。
2. 私たちは、医学、医療の知識と技術の習得に努め、良質で最適な医療を平等に提供します。
3. 私たちは、患者に十分な説明と情報を提供し、患者が自主的判断で治療方針、医療機関を選択し、決定することを保証します。
4. 私たちは、医療の安全管理に最大の注意を払い、事故発生時はその原因を究明し、再発防止に役立てます。
5. 私たちは、患者の医療情報を正確かつ適正に記録・管理し、患者の権利とプライバシーを守ります。

職員倫理指針に基づき、私たちは、患者に医療への参加を促し、より良いパートナーシップを築きあげます。